

獣医師生涯研修事業のページ

このページは、Q & A形式による学習コーナーで、小動物編、産業動物編、公衆衛生編のうち1編を毎月掲載しています。なお、本ページの企画に関するご意見やご希望等がありましたら、本会「獣医師生涯研修事業運営委員会」事務局までご連絡ください。

Q & A 公衆衛生編

質問1：現在の環境基準において、全国一律の環境基準値が設定されていないのはどれか。

- a. 大気汚染物質
- b. 水質汚濁の生活環境項目の物質
- c. 悪臭物質
- d. 騒音
- e. 土壌汚染物質

1. a, b	2. a, c	3. b, d
4. b, e	5. d, e	

質問2：「残留性有機汚染物質の製造・使用の廃絶、削減等に関する条約」で発効時から対象となっている物質はどれか。

- a. DDT
- b. アルキル水銀
- c. ポリ塩化ビフェニール
- d. ビスフェノールA
- e. タリウム

1. a, b	2. a, c	3. b, d
4. b, e	5. d, e	

(解答と解説は本誌213頁参照)

解 答 と 解 説

質問1に対する解答と解説：

正 解：3

解 説：水質汚濁の生活環境項目の物質と騒音については、「類型あてはめ（類型指定）」により、類型別の基準値が示されており、一律の環境基準値は設定されていない。例えば、湖沼を除く河川における生物学的酸素要求量（BOD）について、国で示している類型別基準値は表1のようになっている。この類型に基づいて都道府県は、それぞれ河川の状況に合わせて類型を指定し、基準値に当てはめる方式になっている。表2は、騒音について国が示している類型別基準値の例である。

表1 河川（湖沼を除く）

類型	利用目的の適応性	BOD
AA	水道1級，自然環境保全など	1 mg/l 以下
A	水道2級，水産1級，水浴など	2 mg/l 以下
B	水道3級，水産2級など	3 mg/l 以下
C	水産3級，工業用水1級など	5 mg/l 以下
D	工業用水2級，農業用水など	8 mg/l 以下
E	工業用水3級，環境保全など	10 mg/l 以下

表2 騒音

地域の類型	基準値	
	昼 間	夜 間
AA	50デシベル以下	40デシベル以下
A及びB	55デシベル以下	45デシベル以下
C	60デシベル以下	50デシベル以下

AA：療養施設，社会福祉施設等が集合して設置される地域など

A：専ら住居の用に供される地域

B：主として住居の用に供される地域

C：相当数の住居と併せて商業，工業等の用に供される地域

質問2に対する解答と解説：

正 解：2

解 説：地球サミットのアジェンダ21（1992年）第19章「有害かつ危険な製品の不法な国際取引の防止を含む有害化学物質の環境上適正な管理」に基づいて，化学物質の危険性に対処するための対策が進められてきた。環境中での残留性が高いPCB，DDT等の12の特定化学物質については，一部の国のみの対応では地球環境汚染を防止できないとの考えから，「残留性有機汚染物質（Persistent Organic Pollutants; POPs）の製造・使用の廃絶，削減等に関する条約（通称：ストックホルム条約）」が，平成12年12月に政府間交渉会議で合意された。条約発効時の対象物質は以下である。

廃絶対象：アルドリン，クロルデン，ディルドリン，エンドリン，ヘプタクロル，ヘキサクロロベンゼン，マイレックス，トキサフェン，ポリ塩化ビフェニル（PCB）の9種類。

使用制限対象：DDT。

非意図的な生成物として削減対象：ポリ塩化ジベンゾパラジオキシン（ダイオキシン），ポリ塩化ジベンゾフラン，ヘキサクロロベンゼン，ポリ塩化ビフェニル（PCB）の4種類。

なお，PCBについての使用廃絶期限は2025年までとなっており，2028年までに適切な処理を行わなければならない。

この条約は平成21年5月に改正され，現在，さらに13物質が追加されている。

キーワード：環境基準，類型，残留性有害化学物質の管理，POPs条約（ストックホルム条約），PCB

※次号は，小動物編の予定です